

答 申 第 242 号

令和7年7月18日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和7年2月27日付神行総第1460号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定社会福祉法人に対する行政処分等に関する書類」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、本件処分1において、監査指導部対応資料を非公開とした決定は妥当でなく、法人担当者氏名及び法人メールアドレスを除き公開すべきである。また、本件処分2において、公文書を保有していないことにより非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年7月30日受付で以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

福祉局監査指導部が保有している以下の書類

- ・ 社会福祉法人〇〇（神戸市垂水区）（以下「本件法人」という。）に対しての令和5年1月1日から本日（令和6年7月30日）までに実施した一般監査および特別監査の計画、手続、報告、諮問、結果に関する書類
- ・ 上記法人に対する行政処分および行政指導に関する上記期間のあいだに実施した計画、手続、報告、諮問、結果に関する書類
- ・ その他、上記法人の不正に関する書類（上記期間）

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年8月13日、本件請求のうち、「本件法人に対する行政処分および行政指導に関する上記期間のあいだに実施した報告に関する書類」については、「監査指導部対応資料」（以下「本件公文書」という。）を特定のうえ、非公開とする決定（以下「本件処分1」という。）を行った。また、その他の請求内容については、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

(3) 請求人は、令和6年11月13日、本件処分1及び本件処分2（以下「本件処分」という。）を取り消す、との裁決を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和6年11月13日受付の審査請求書、令和6年12月16日受付の反論書、令和7年6月17日の意見陳述、令和7年6月17日受付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件処分は、以下のとおり、違法な処分であり日本国憲法（以下「憲法」という。）に違反する。また、本件処分の根拠とした条例第10条第1号ア、同条第2号ア、同条第5号アは憲法に違反した規定であり、処分の根拠とすることは到底認められない。そのため、上記規定を違法状態にしたまま放置している処分庁、神戸市長、

神戸市会の立法不作為が認められ、請求人に対する民法（明治 29 年法律第 89 号）上の不法行為が認定される。

- (ア) 本件処分は、憲法前文、第 21 条第 1 項、第 63 条、第 92 条、第 99 条に違反する。
- (イ) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 1 条に違反する。
- (ウ) 条例第 1 条、第 5 条に違反する。
条例第 10 条第 1 号ア、同条第 2 号ア、同条第 5 号アの規定は憲法に違反する。
- (エ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 1 条、第 45 条の 10 に違反する。
- (オ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条、第 10 条第 2 項、第 138 条の 2 の 2 に違反する。
- (カ) 民法第 1 条第 2 項、同条第 3 項、第 645 条、第 656 条、第 709 条に違反する。
- (キ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 314 条に違反する。
- (ク) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団法人法」という。）第 53 条に違反する。
- (2) 処分庁の弁明理由である事実の認否について、審査請求の理由の不知ということは事実と反する。請求人は、処分庁に令和 3 年 11 月 25 日から今日にいたるまで多数の書類を提出済みである。
- (3) 処分庁は、条例第 10 条第 1 号ア、同条第 2 号ア、同条第 5 号アの規定が適法であるという従来の主張を繰り返しているのみで論拠が一切ない。
- (4) 請求人の提出した審査請求書の理由に記載してある当該規定が憲法に違反し違法であるという法的根拠や論述について、請求人の主張の何がどのように間違いであるかの法的根拠や事実の説明は一切ない。
- (5) また、処分庁自らが当該規定が憲法に適合し適法であると主張する法的根拠や事実の説明が、処分庁が提出した弁明書には一切の記述が見当たらない。
- (6) 処分庁、神戸市長久元喜造、神戸市会は憲法に違反し違法である条例を根拠に請求人に対し違法な処分をした。これは民法第 709 条による請求人に対する不法行為を形成し損害賠償の義務を負う。
- (7) 処分庁は、地方自治の主権者である神戸市民に対する説明義務（アカウンタビリティ）を放棄し、旧態依然とした違法な条例を根拠に自己正当化をし続け、処分庁と一蓮托生である本件法人やその職員の〇〇、〇〇の不正を隠蔽しようとしており、神戸市民から信託された神戸市政を平然とブラックボックス化している。
そのため、処分庁、神戸市長久元喜造、神戸市会は、住民自治の正当性や憲法価値を踏みにじているといえる。
- (8) 審査会においては、形式的な審査範囲にとどまらず、「住民の権利をいかにして守るか」「情報公開制度をいかにして生かすか」という原理的観点から、本件に対する慎重かつ憲法的合理性をもった裁決を強く要望する。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年12月4日受付の弁明書、令和7年5月30日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件請求を受けて、処分庁が保有する文書については、条例に照らし、条例第10条1号ア、同条第2号ア、同条第5号アに該当することから、本件処分1を、処分庁が保有しない文書については、本件処分2を行った。
- (2) 本件処分1については、当該行政指導そのものが条例第10条第5号アに当たるためであり、加えて文書中の行政指導の内容に関する情報は、同条第2号アの法人情報に該当し、個人の氏名は同条第1号アの個人情報に該当するため、非公開とした。
- (3) 本件処分2については、令和5年1月1日から令和6年7月30日までに一般監査および特別監査は実施しておらず、請求内容に該当する公文書を作成していない。また、行政指導は実施しているが、計画、手続、諮問、結果に該当する公文書を作成していないため、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。
- (4) 請求人は条例が憲法違反であり、違憲な条例に基づく違法な処分であると主張するが、条例は憲法に違反するものではなく、本件処分は適法に行われたものであり、請求人の主張は失当である。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

本件の争点は、本件公文書の条例第10条第5号ア、同条第2号ア及び同条第1号アの該当性、また、本件処分2における請求文書の存否である。

以下、検討する。

(2) 本件公文書について

社会福祉法第59条では、社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、計算書類等を所轄庁に届け出なければならないと定められている。また、社会福祉法第59条の2第1項第3号では、社会福祉法人は、前条の規定により届出をしたとき、遅滞なく公表しなければならないと定められている。

本件公文書は、上記の規定に従い本件法人から所轄庁である処分庁に届出のあった事業活動計算書に対して行われた処分庁の行政指導及びそれに対する本件法人の回答内容が示された文書である。

審査会が本件公文書を見分したところ、処分庁から本件法人への行政指導は電子メールで行われており、その送信文を引用して返信する形で本件法人が処分庁に対し、同じく電子メールで回答を送付していることが認められる。

(3) 条例第10条第5号アの該当性について

条例第10条第5号アは、「実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、」「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするもの」について、

公開しないことができる旨規定している。

処分庁によれば、本件公文書は、行政指導を行った内容そのものが記載されており、公にすることにより、その具体的な内容、手段といった行政指導の手法が明らかになってしまい、今後の法人への行政指導が困難となるため、非公開としたとのことであった。

審査会が見分したところ、行政指導の内容は、実務上の軽微なミスに対する指摘であり、計算書類に対して往々にして行われる内容のものといえ、また、その手段についても、電子メールという容易に想定しうる方法によって行われており、公になったとしても、今後の法人への行政指導が著しく困難になるような具体的な支障があるとは認められない。

したがって、本件公文書は条例第 10 条第 5 号アには該当しない。

(4) 条例第 10 条第 2 号アの該当性について

条例第 10 条第 2 号アは、「法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

処分庁によれば、本件公文書が公になることで、行政指導が行われたという事実や誤った報告書類を届出していたことが判明してしまい、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、非公開としたとのことであった。

しかしながら、5（3）で述べたように、行政指導での指摘内容は、実務上の軽微なミスに対するものであり、本件公文書から指摘の事実や内容が判明したとしても、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるとまではいえない。

また、行政指導の対象となった事業活動計算書は、5（2）で述べたとおり、所轄庁への届出後に公表されることとなっており、その届出及び公表については独立行政法人福祉医療機構が運営する財務諸表等電子開示システム（WAM NET）を通じて行われている。WAM NET に掲載されている当該法人の情報を閲覧したところ、本件公文書で言及されている令和 5 年度事業活動計算書についても一般に公開されていることが確認できた。

そもそも社会福祉法人の財務諸表等については、社会福祉法人の非営利性・公益性に鑑み、適正な運営の確保について、広く国民に対する説明責任を果たす必要があることから、その公表が法律で義務付けられているものであり、本件公文書から事業活動計算書に記載されている内容やその修正すべき内容が判明したとしても、一般に公開が要請される情報といえることから、当該法人の正当な利益を害するとは認められない。

したがって、本件公文書の行政指導の内容に関する情報は、条例第 10 条第 2 号アには該当しない。

一方、本件公文書に記載のある本件法人のメールアドレスを確認したところ、法

人情報として一般に公表されているメールアドレスとは異なるものであることが分かった。当該メールアドレスを公開した場合、業務に無関係なメールが送信される等の支障が生じることが想定されることから、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当し、非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第 10 条第 1 号アの該当性について

条例第 10 条第 1 号アは、「特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって」、「公にしないことが正当であると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

本件公文書中の、本件法人の担当者氏名については、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とすることが妥当である。

(6) 本件処分 2 における請求文書の存否

社会福祉法人に対する指導監査には、一般監査と特別監査があり、一般監査は指導監査計画に基づいて一定の周期で実施され、特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施される。

処分庁に確認したところ、令和 5 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 30 日までの期間において、本件法人に対し一般監査および特別監査は実施していないということであった。

また、行政処分についても同様に実施しておらず、行政指導については、本件公文書にかかるもの以外は実施しておらず、請求内容に該当する公文書についても、本件公文書以外は作成していないということであった。

以上のことから、本件処分 2 における本件審査請求に係る公文書を保有していないとの処分庁の主張は不合理とは言えず、処分庁が本件処分 2 を行ったことは妥当である。

(7) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年11月13日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和6年12月4日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和6年12月16日	—	* 請求人から反論書を受理
令和7年1月14日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和7年2月27日	—	* 諮問書を受理
令和7年5月30日	第378回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和7年6月17日	第379回審査会	* 請求人から意見陳述、意見書の提出 * 審議
令和7年7月15日	第380回審査会	* 審議